

令和4年2月7日

生徒の皆さん
保護者の皆様

県立赤穂高等学校長

新型コロナウイルスへの対応について（お願い）

本校の教育活動にご理解、ご協力ありがとうございます。本校では、修学旅行、校内マラソン大会を実施・終了したところです。特に、校内マラソン大会では、出走した生徒全員が完走し、大きなケガも無く終了することができました。

さて、兵庫県をはじめ全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しております。学校生活においては、手指消毒や換気を徹底し、特に昼食時には黙食を勧め、感染拡大防止に努めています。また、学校行事後毎、健康観察等も行っています。さらに、先週、生徒さんを通じてご連絡しましたが、学校関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者の該当者がいます。

しかし、感染経路は家庭内感染であり、校内でクラスターは発生していません。医療機関からの特段の指導也没有ありません。

新型コロナウイルスへの対応として、県教育委員会からは、1月25日付けで感染拡大防止に一層努めるよう指示があり、生徒本人はもちろんのこと、「同居家族に発熱等の症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は登校させない。」（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）と改めて通知されています。

そこで生徒の皆さんに改めて以下のお願いをします。

- 1 マスクの着用（できるだけ不織布）、手指消毒、換気、ソーシャルディスタンスの確保、黙食など3密の回避。感染対策を生徒一人一人が確実に行うこと。
- 2 検温等、自分自身の健康チェックを毎日行うこと。発熱などの風邪症状がある場合は、家族に相談し、医療機関を受診すること。
- 3 学校外では、必要が無い限り外出を控えること。

保護者の皆様には次のことをお願いします。

- 1 生徒に自分で感染から身を守る行動、感染を拡大させない行動についてご指導願います。
- 2 生徒の発熱、咳等の症状の有無や検温等の日々の健康チェックを行い、症状がある場合は、医療機関にご相談していただき、その内容を学校にご連絡ください。

また、家族に発熱等の風邪症状がある場合は、保健所や医療機関による陽性や濃厚接触の診察結果（判断結果）に従って行動制限をお願いします（学校は学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を行います）。